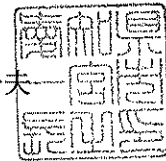




一宮道路発第 43号
平成19年4月27日

国土交通省道路局長
宮田年耕様

一宮市長 谷一夫



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼については、別紙のとおりです。

連絡先 一宮市建設部道路課 高橋
電話 0586-28-8639

1. 今後の道路政策や道路の整備・管理についてご意見を伺いたい事項

○重点化を進める上で特に優先度の高い施策

- ・ 2市1町が合併し、市域が広がったことにより、旧市町の各拠点をつなぐ道路を早急に整備することが必要となっている。(これまでと違って広域的に進めなければならなくなった。) そのためには県管理の道路整備をさらに進めていただくよう、国からもお願いしてほしい。
- ・ 国の施策でもある電線類地中化の促進を図っていく必要がある。しかし、コストが非常に高くコスト縮減を図る必要がある。
- ・ 西尾張中央道の踏切(名鉄尾西線)は朝・夕、交通渋滞を引き起こしており、鉄道高架事業を実施する必要がある。一宮駅は連続立体高架事業(一宮鉄道高架事業)を実施したことにより、踏切事故や交通渋滞が解消し、東西交通の円滑化が図られた。
- ・ 西尾張中央道の踏切を拡幅して信号を付けられると事業費の縮減が図られるが、鉄道事業者の了解が得られない。連続立体化だけでなく、単独立体でも80億円以上の費用がかかると聞いており、踏切拡幅の方が経済的と思われるが無理でしょうか？

○効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

特になし

○その他、道路施策や道路の整備・管理全般に関するご意見

- ・ 現在は、国からの合併特例債、まちづくり交付金を活用して道路事業等を実施しているが、県からの支援メニューが非常に少ないので、支援メニューを増やしてもらいたい。(中山間地の市町と一宮市では、一宮市は平坦地であるため活用するメニューが少ない。)
- ・ 市内は十分道路整備が進んでいるが、維持管理費が非常に膨らんでおり、財政的にも苦しくなっており、国・県の支援をお願いしたい。一宮市の地形はフラットであり、歩くか自転車を活用(歩道の中で)したまちづくりを進めていきたいので、自転車道の整備を図る必要がある。
- ・ 今までは、マウントアップの歩道が多かったのですが、市道の歩道の段差解消を進めてきているが、国道・県道の整備もお願いをしたい。
- ・ 国道22号は通過交通が多いので、名岐道路の延伸を早急にしてもらいたい。できれば、東海北陸道自動車道までの延伸をお願いしたい。
- ・ 一宮西港道路も第二東名・名神までの整備を進めてもらいたい。
- ・ 幹線道路が渋滞すると市街地道路・生活道路に車が入ってきてしまうので、幹線道路の整備を国・県で進めてもらいたい。

要 望 事 項

○主要地方道岐阜稲沢線鉄道高架事業

主要地方道岐阜稲沢線は朝・夕、交通渋滞が著しく通勤、通学等日常生活に支障をきたしております。これらを解消するため早期に鉄道高架事業の事業に着手していただきたい。

○自転車（自転車専用レーン、歩行空間の供用）

当市では、地球温暖化防止を図るため、カーライフからサイクルライフへとライフスタイルの変換を目指し、環境基本計画において自転車利用環境の整備を進めています。自転車道の整備は、現在駅周辺の市街地を拠点として整備が進められています。一方では、木曾三川公園という自然的環境の中にサイクリングロード整備されています。こういった拠点が点でしかないのが現状であり、この拠点を線でネットワーク化が必要であります。点を線にするためには、国・県・市の三者で整備をする必要がありますので、これらの整備について促進をしていただきたい。

○名岐道路延伸

名岐道路は、第11次道路整備五箇年計画において、調査を促進し、計画が策定され次第、整備に着手する路線として位置づけられております。東名阪自動車道の清洲ジャンクションから一宮市浅野の区間を平成17年に開通しております。引き続き岐阜県方面への延伸を進めていただきたい。

○一宮西港道路

東海自動車道は平成10年に名神高速道路に接続され、愛知県側から奥美濃地方への玄関口が開かれております。

この東海北陸自動車道と名神高速道路を結ぶ一宮ジャンクションを起点とした一宮西港道路は、第二東名・名神につながり中部圏内陸部や日本海地域と太平洋沿岸地域とを結ぶ中部圏の高速交通ネットワークを形成する重要な道路となっておりますので、早期に一宮西港道路の事業化を図っていただきたい。

○電線地中化（無電柱化）促進

本事業は道路管理者、電線管理者、地方自治体、沿線住民等の費用負担により進めるものであります。

しかし、民地内の引込設備の負担は、道路管理者、電線管理者、地方自治体、沿線住民等、誰が負担するのか電線共同溝の整備等に関する特別措置法には定められてはおりません。そこで、民地内の引込設備費負担割合の確立をお願いします。

電線共同溝事業の円滑な推進を図るため、民地内の引込に伴う設備費用負担についても補助対象とする、補助制度の見直しをお願いします。